

県立三崎高等学校跡地（引橋B2地区）事業者選定支援業務委託仕様書

1 目的

本業務は、現在未整備地区である県立三崎高等学校跡地の引橋B2地区において、市役所、図書館、総合福祉センター等の公共施設の整備等や民間事業者の創意工夫による商業施設や集合住宅等の民間施設の整備等を官民連携により実現するための民間事業選定を円滑に行うことを目的とする。

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務内容

受託者は、以下の業務を遂行し、関連する諸課題に関して三浦市の求めに応じて助言、提言、情報提供を行うほか、関連書類、文書を作成する。本業務の遂行に当たっては、令和3年度に実施した官民連携による市民交流拠点整備のための公有地活用調査業務委託の成果物を基礎資料として活用するものとする。

本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務を遂行するうえで受託者が必要だと判断する事項については、自ら作業を実施し、三浦市に対して助言、提言を行うものとする。

(1) 前提条件の整理

ア 事業の対象となる施設、民間事業者の業務範囲、事業手法・事業スキーム、発注方法、スケジュールの作成

(2) 公募書類の作成

ア 募集要項の作成

イ 要求水準書（諸室リスト、調達備品リスト等を含む）の作成

ウ 契約に関する書類（協定書、設計施工一括契約書、借地契約書等を含む）の作成

エ 事業者選定要項の作成

オ 様式集、その他必要な資料の作成

(3) 事業予算の検討

ア 民間事業者が行う業務範囲の整理、簡易建築プランの検討、簡易積算、その他費用を含む想定費用

(4) 提案者とのコミュニケーション

ア 公募説明会の開催、質問回答書案の作成、競争的対話の事務支援、事前公表資料の整理

(5) 資格審査手続き

ア 提案書提出前の事前の資格審査に係る支援

(6) 提案評価及び審査委員会の開催

ア 提案者から優先交渉権者を選定するための審査委員会の開催と手続きの支援

イ 提案書の確認、審査参考資料の作成、審査委員会の議事録作成、事業者プレゼンテーションの開催支援、審査講評案の作成等

4 業務実施体制

業務の実施に当たっては、仕様書及び提案書に基づき、三浦市と密接に連絡を取りながら履行すること。また、打ち合わせや協議の際には総括責任者を必ず出席させるとともに、協議事項等については、打ち合わせ記録を作成し、三浦市に提出すること。

また、多岐にわたる専門的な業務の遂行に必要な、財務、法務、技術に関する知識と経験を有する職員を配置するとともに、その協力体制を整えること。

5 成果品

(1) 成果物

ア 完了報告書(電子データ一式及び印刷した報告書3部)

(2) 提出期限

ア 令和5年3月31日(金)

6 守秘義務

受託者は、本業務の履行にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

7 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行にあたって個人情報を取り扱うときは、「個人情報の保護に関する法律」及び「三浦市個人情報保護条例」並びに別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

8 暴力団排除に関する事項

受託者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。

(3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

9 その他

(1) 工程管理

受託者は、三浦市と協議のうえ、業務工程表を提出すること。また、工程表が変更となる場合は適宜修正を加え、工程管理を適切に行うこと。

(2) 疑義

本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合には、受託者は、三浦市と協議を行い誠実に対応するものとする。